

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 19 年 1 月 15 日付け大計第 1545 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長(以下「実施機関」という。)が平成 18 年 11 月 8 日付け大計第 1178 号により行った非公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 18 年 10 月 25 日に別表の(え)欄に記載の請求内容による公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る文書を別表の(お)欄に記載する公文書(以下「本件文書」という。)と特定し、本件文書を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「大阪市情報公開条例第 7 条第 3 号及び 2 号に該当
(説明)

当該文書は地元より大阪市が公開しないことを条件とされて入手した情報であり、公開することにより、将来、行政事務に必要な情報の入手に支障を来し、円滑な行政運営を妨げるおそれがある。また、当該文書は公開することにより今後の連合町会等の適正な運営が損なわれるおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 12 月 26 日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

梅田貨物駅の移転は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が一義的に事業計画を策定し実施するものであり、大阪市は自ら決定

する立場にない。

梅田貨物駅取扱量の約半分を吹田操車場跡地に移転する基本協定が、大阪市を除く関係5者（大阪府・吹田市・摂津市・日本貨物鉄道株式会社・機構）で締結され、平成16年1月に、機構から本市に対し、梅田貨物駅機能の残る半分の移転先を百済駅とする通知があった。

機構は同年2月から百済駅周辺地域に対し計画案の説明を行い、地元代表者と継続的に会合をもっており、本市はオブザーバーとして参加していた。

本市としては、説明責任を果たすために、本市が参加した3回の会合について会議要旨の作成を行い、本件請求に対し、公開決定を行っている。

当該会合のうち、平成18年7月5日及び10月12日の会合については、地元から会議資料の提供を受けていないため、今回公開した会議要旨以外に本件請求に係る公文書は保有しておらず、存在しない。

9月7日の会合については、地元から会議資料の提供を受けているが、本市としては、地元代表者と事業者が協議を行っている途上の未確定な文書が公になると、誤った情報が流れることになり、かえって一般地元住民が混乱するとともに、今後の協議において率直な議論・意見交換の障害となることは明らかである。

また、地元における今後の自治会運営にも支障となること、さらに、当該公文書については、地元としても公開には反対の意向であり、本市は公開しないことを条件として提供を受けたものであり、公開することは今後の本市と地元との信頼関係においても大きな支障となることが憂慮されることから、大阪市情報公開条例第7条第2号の法人等情報及び第3号の任意提供情報に該当することを考慮し非公開決定を行ったものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関の非公開理由は、いずれも理由のないものである。
- 2 平成17年11月17日付けの実施機関の理由説明書によれば、「いずれ地元代表者が住人に対して説明する段階や事業者である機構などとの合意形成の段階など状況が進展すれば当該文書に係る内容については公開できるものと考えている」と述べている。
- 3 平成18年9月4日付けで機構から実施機関に提出された「百済駅改修工事の着手について（報告）」及び市議会で採択された陳情書の到達点は、当該文書を非公開にする理由は何らない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

大阪市情報公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ

公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、梅田貨物駅の移転に関して、機構及び日本貨物鉄道株式会社（以下「機構等」という。）と、移転先である百済駅周辺の東住吉区の連合振興町会（以下「連合振興町会」という。）との梅田貨物駅移転に伴う生活環境への影響に関する問題等についての協議で用いられた資料である。

なお、本件文書の件名について、実施機関は、本件決定通知書に別表の（お）欄のとおり記載しており、具体的な件名を記載していないが、当審査会が確認したところ、本件文書の件名は「百済駅改修計画にかかる今後の協議事項」であることが認められる。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第2号及び第3号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件文書の全部公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の条例第7条第2号及び第3号該当性の問題である。

4 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号の基本的な考え方

条例第7条第3号は、合理的な条件の下で実施機関に提供した個人又は法人等の非公開取扱いに対する正当な期待と信頼を保護するため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」は、原則として、公開しないことができる」と規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性の検討

実施機関は、本件文書について、公開しないことを条件に連合振興町会から提供を受けたものであるとして、条例第7条第3号該当性を主張している。以下では、本件文書の同号該当性を検討する。

本件文書について、実施機関の説明によると、実施機関が、調整役として連合振興町会と機構等との協議に参加した際に、口頭で提供を依頼し入手したものであり、提供に当たっては、連合振興町会が公にしないとの条件を文書で示し、実施機関の職員がこれを了承したとのことである。また、当該協議の内容そのものは、配布資料も含めて一般的には非公開として取り扱われているとのことであった。この点について当審査会が確認したところ、実施機関には本件文書の提出を求める権限はなく、また、連合振興町会から実施機関に、公にしないとの条件で当該文書を提供する旨の文書が提出されていた。したがって、本件文書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で連合振興町会から任意に提供されたものであると認められる。

しかしながら、条例第7条第3号の規定によると、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であっても、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であ

ると認められるものであることが求められる。以下では、当該条件を付すことの合理性について検討する。

当審査会が本件文書を見分したところ、本件文書には、連合振興町会と機構等とが平成 18 年 4 月 27 日付けで締結した「梅田貨物駅の百済駅への移転に関する基本協定書」において引き続き協議することとなった、貨物取扱量、百済駅周辺の交通、環境、周辺施設の整備等の事項について、各項目の検討状況及び今後の協議・検討の内容が記載されていることが認められる。

したがって、本件文書に記載されている内容は、本件文書に係る非公開決定の時点において、連合振興町会及び機構等との間で協議中のものであり、以後の協議により内容が変更される可能性がある未確定な情報が含まれていると認められる。

こうしたことから、梅田貨物駅移転事業について、大阪市会に、実施機関が機構等に対して梅田貨物駅の百済駅への移転中止を要請するよう求める趣旨の陳情書が提出されるなど、連合振興町会内に様々な意見があることを踏まえると、本件文書に記載されている未確定な情報を公開することによって連合振興町会内に混乱を生じさせるおそれがあり、公にしないとの条件を付することが合理的であると認められる。

以上により、本件文書については条例第 7 条第 3 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 2 号の基本的な考え方

条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下この項において「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等...に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件文書について、公開することにより、機構等と連合振興町会との今後の協議に支障が生じるとともに連合振興町会における今後の自治会運営の支障となるとして、条例第 7 条第 2 号該当性を主張している。

しかしながら、本件文書は、上記 4 のとおり、同条第 3 号に該当し非公開が妥当であるから、同条第 2 号該当性について判断するまでもない。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

付記

当審査会では、本件文書が、平成 20 年 3 月 28 日付け大情審答申第 212 号に係る 5 件の異議申立て（以下「本件各関連異議申立て」という。）の対象文書と類似

の性格であることから、本件異議申立ての調査審議を速やかに行い答申するために、既に意見陳述が行われていた本件各関連異議申立てと併合して調査審議することとし、事務局職員を通じて、異議申立人に本件異議申立てに係る意見陳述を行うように依頼してきた。しかしながら、度々の依頼にもかかわらず意見陳述の日程が確定できなかったため、本件各関連異議申立てと併合しての調査審議を行うことができなかった。

その後、再度意見陳述の依頼を行ったところ、異議申立人より、意見陳述に替えて意見書を提出する旨の申出があった。当審査会は、異議申立人の弁明、反論の機会を保障するために本件異議申立ての審議を中断し、異議申立人に対して期限を定めて意見書の提出を求めたところ、異議申立人より意見書を提出しない旨の連絡があった。

こうした経過から、本件異議申立てに係る答申が本日となったものであるが、異議申立人においては、異議申立てに対して迅速かつ的確な対応が行えるように、円滑な調査審議に協力していただくことが望ましい。

また、実施機関は、公開決定等に際して、対象文書の件名を記載するだけで非公開情報を公開することになるなどの特段の支障がない限り、実施機関がどのような公文書を特定したのかを公開請求者に明確にするため、決定通知書に対象文書の件名を具体的に記載すべきである。しかしながら、本件決定では、こうした支障が見受けられないにもかかわらず、決定通知書に本件文書の具体的な件名が記載されていない。

実施機関においては、今後、こういったことがないように十分に留意し、特段の支障がない限り、決定通知書に対象文書の具体的な件名を記載するよう要請する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹

別表(平成18年度諮問受理第26号)

(あ)	諮問書	平成19年1月15日付け大計第1545号
(い)	決定	平成18年11月8日付け大計第1178号による非公開決定
(う)	請求日	平成18年10月25日
(え)	請求内容	E、2006年6月27日から2006年10月25日までの間に大阪市と運輸設備機構やJR貨物と梅田貨物駅の百済駅への移転問題について平野区、東住吉区、生野区の連合町会などと協議をした 1、日時 2、場所 3、参加者の官職氏名 4、協議内容を記録した議事録、議事概要、備忘録、メモ類などすべて 5、提出された資料類などすべて
(お)	公文書の件名	○E区分 ・第16回百済貨物駅周辺環境対策委員会(平野・平野西連合)会議要旨(7/5) ・育和連合・百済駅問題部会(合同)会議要旨(9/7) ・百済駅改修についての東住吉区・平野区合同全体部会会議要旨(10/12) を除く。